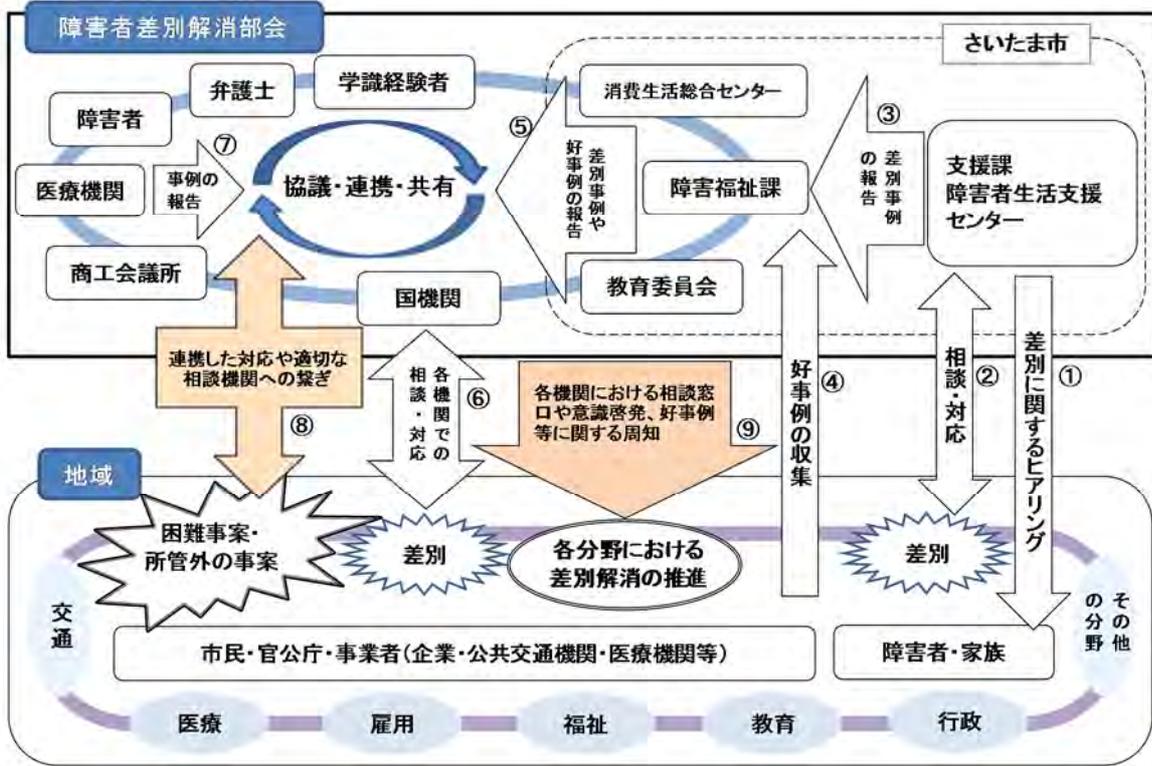


■連携体制(案)イメージ図



▲さいたま市合理的配慮PRキャラクター「ノーマくん」

## 事例3：浦安市

### 1. 浦安市の概況

人口：162,921人（H27.1 現在推計人口）

面積：16.98 km<sup>2</sup>

障害者手帳所持者数（H26.3 末現在）	浦安市	全国
身体障害者手帳	2,837人	525.2万人
療育手帳	660人	94.1万人
精神障害者保健福祉手帳	617人	75.1万人

### 2. 浦安市における現状と課題

#### （1）浦安市における障害者差別の解消に関するこれまでの取組内容

浦安市のある千葉県には既に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が制定され、千葉県条例に基づき既に障害者差別を専門的に取扱う広域専門指導員が浦安市の属する圏域に配置されているとともに、さらに助言やあっせんを行う調整委員会が設置されている。これまで浦安市における障害者の人権侵害に関する取組の中心は、先に制定された障害者虐待防止法への対応を主な課題としてきたところである。

#### （2）浦安市における障害者差別の解消の推進に関する課題

平成24年に障害者虐待防止対策協議会を設置し、虐待防止はもとより、障害者差別解消などについても早くから取組を進めてきたところである。さらに、平成26年度からは高齢者、障害者の協議会を統合し、高齢者、障害者の関係機関との連携を図ることとした。

### 3. 高齢者・障がい者等における虐待防止対策協議会

#### （1）設置根拠

高齢者・障害者虐待防止法の規定を踏まえ、高齢者・障がい者等における虐待防止対策協議会を設置

#### （2）構成メンバー（26名）

委員区分	所属及び職名
医療関係	浦安市医師会 副会長
弁護士	千葉県弁護士会京葉支部
警察	浦安警察署 生活安全課長
有識者	毎日新聞社 論説委員
	淑徳大学 教授
労働関係	株式会社舞浜コーポレーション 業務サービス部ノーマライゼーション推進チーム
就労支援関係	浦安市障がい者就労支援センター長

障害者福祉施設	浦安市障がい者福祉センター 生活介護事業所長
居宅介護支援事業所	株式会社愛ネット 取締役
居宅サービス	株式会社リエイ 部長
障がい者相談員（知的）	浦和手をつなぐ親の会 会長
老人福祉	浦安市特別養護老人ホーム 施設長
民生委員・児童委員	浦安市民生委員児童委員協議会 副会長
相談支援関係	中核地域生活支援センターがじゅまる センター長
	浦安市機関相談支援センター 所長
権利擁護関係	浦安市人権擁護委員連絡会 副会長
	浦安市社会福祉協議会 事務局長
包括支援	新浦安駅前地域包括支援センター長
行政機関	千葉県市川健康福祉センター 地域福祉課長
	浦安市健康福祉部長
	浦安市健康福祉部 次長
	浦安市こども家庭支援センター 所長
	浦安市男女共同参画センター 所長
	浦安市健康福祉部高齢者支援課長
	浦安市猫実地域包括支援センター 所長
浦安市健康福祉部障がい事業課長	

※平成 27 年 2 月～

#### 4. モデル会議等の実施状況

##### (1) モデル会議等の開催経過

	期日	議題
第1回 モデル会議	平成 26 年 5 月 30 日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の統合について</li> <li>・通報・届け出状況について</li> <li>・年間計画（案）について</li> <li>・障害者差別解消法について</li> <li>・（仮称）障がい者差別解消支援地域協議会について</li> </ul>
第1回 ワーキング	平成 26 年 7 月 31 日（木） ※千葉県と合同で実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浦安市からの差別事例の報告</li> <li>・千葉県からモデル事業の実施に関する報告</li> <li>・市川健康福祉センターから</li> <li>・内閣府から障害者差別解消法に関する説明</li> <li>・当面の方向性について</li> </ul>
第2回 ワーキング	平成 26 年 9 月 10 日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別事例について</li> <li>・大学・オリエンタルランドにおける取組について</li> <li>・障害者差別に関する相談体制について</li> <li>・市川健康福祉センターから相談活動に関する報告</li> <li>・相談窓口、ヘルプカードについて</li> <li>・地域フォーラム・中間報告会について</li> </ul>
第2回 モデル会議	平成 26 年 11 月 18 日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別解消法について</li> <li>・千葉県の調整体制について</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・浦安市の差別事例について</li> <li>・浦安市の優しい取組について</li> <li>・中間報告会について</li> </ul>
第3回 ワーキング	平成26年10月7日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県との連携について</li> </ul>
第4回 ワーキング	平成26年12月9日(火) ※千葉県と合同で実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間報告会について</li> </ul>
第5回 ワーキング	平成27年2月12日(水) ※千葉県と合同で実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援体制の整備について</li> <li>・平成27年度の取組について</li> </ul>
第3回 モデル会議	平成27年2月23日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間報告会について</li> <li>・支援体制の整備について</li> <li>・平成27年度の取組について</li> </ul>

## (2) モデル会議等における課題の把握

### ◆ワーキングにおける課題の把握

ワーキングにおいては、平成25年度に実施したアンケートの活用、千葉県条例における差別の相談窓口を擁する市川健康福祉センターから浦安市において発生した事例について報告を求めることとした。

### ◆千葉県との連携について

千葉県には、既に条例に基づく相談体制が構築されており、障害者差別に対応するための体制の整備が県単位で図られている。広域専門指導員や県庁で受け付けた差別と思われる相談を市町村とも共有しようとしているところであるが、十分に意思疎通がなされていない面がある。また、市域をまたぐような事例や国や県において対応する方が効果的に対応できることが予想される事例が発生した場合の対応方法が整理されていないのではないか、という法施行を見据えた新しい課題も指摘された。

### ◆障害者差別の解消に資する周知・啓発等の取組について

ワーキングでは、法律や制度、仕組みや相談窓口、取組みがある程度整備されてきているにも関わらず、障害当事者側に情報が届いていないという指摘がされた。既に、行政や大学、事業者で行っている配慮を広く市民にも伝えていくことができると良いのではないかとこの指摘に基づき、各機関の取組を広めていくことを確認した。

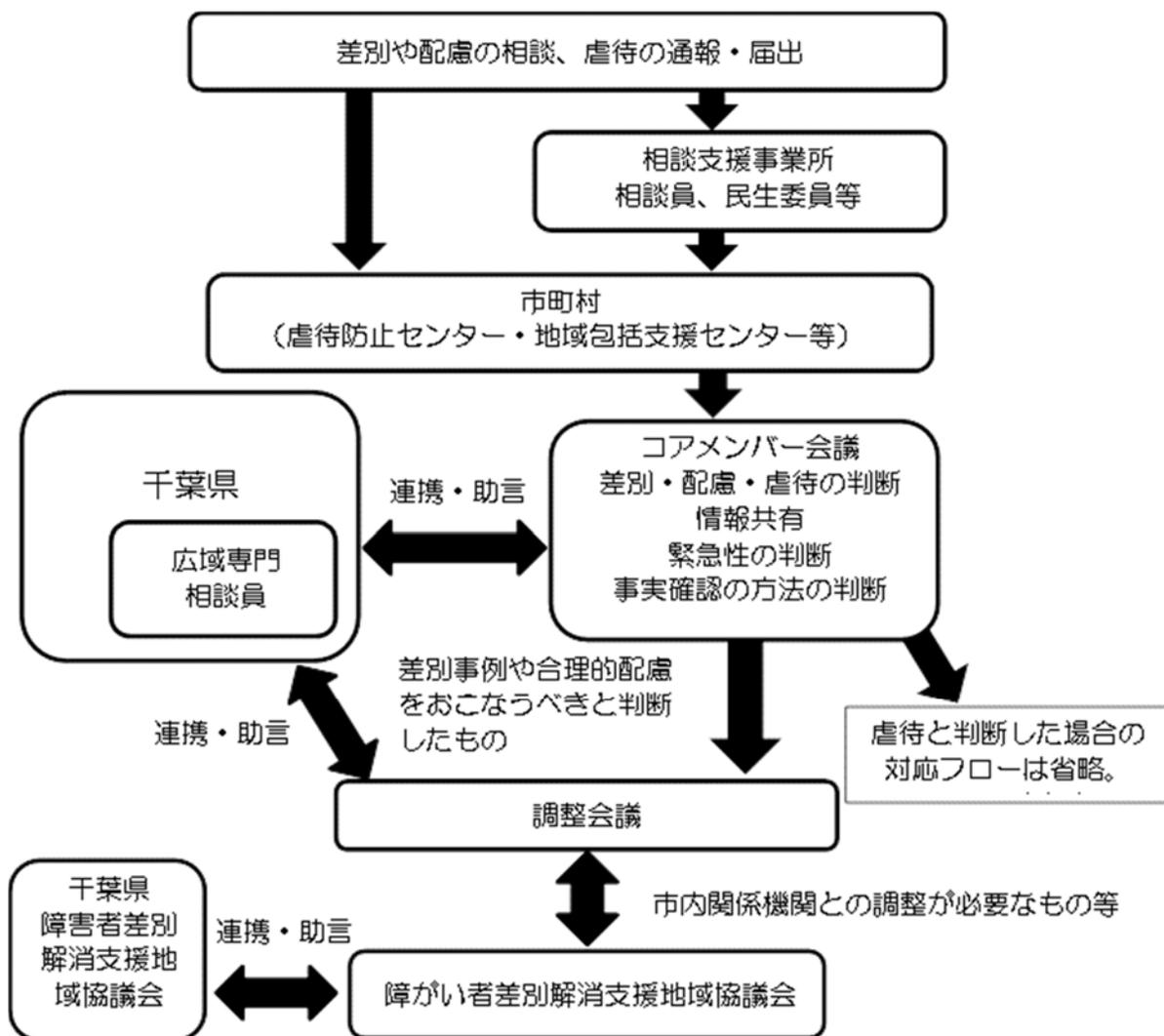
## (3) 「高齢者・障がい者等における虐待防止対策協議会」における提案等

### ◆相談窓口と支援体制について

既存の組織等を活用するとともに、条例に基づく取り組みを進める千葉県の実績を生かし、「虐待防止センター」、「相談支援事業所」等、既存の虐待通報窓口、組織等を活用するとともに県と連携して対応することを協議会に提案した。

浦安市としては、既存の窓口が相談を受ける前提とし、既存の障害者虐待防止にかかるとするスキームを活用する方向を検討することとした。

■提案された新たな相談窓口と支援体制



## 事例4：千葉県

### 1. 千葉県の概況

人口：6,198,238人（H27.1 現在推計人口）

面積：5,156.62 km<sup>2</sup>

県庁所在地：千葉市

市町村数：54市町村

障害者手帳所持者数（H26.3 末現在）	千葉県	全国
身体障害者手帳	183,732人	525.2万人
療育手帳	35,510人	94.1万人
精神障害者保健福祉手帳	31,393人	75.1万人

### 2. 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」

#### （1）障害者差別解消に関するこれまでの取組内容

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例は、平成18年10月に制定された。これまで、個別事案を解決するための仕組みとして、およそ600人の地域相談員と、相談活動を総括する16の圏域ごとに広域専門指導員を設置するとともに、知事の附属機関として「千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会」を設置し、助言・斡旋を行う重層的な仕組みを整備した。さらに、県障害福祉課には5人の専任職員を配置し、相談に対応している。

また、障害当事者や各界の代表者等で構成される「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」を設置し、具体的な方策の検討・実践を行っている。

#### （2）千葉県における障害者差別の解消の推進に関する課題

県民への啓発、広報等、条例の理念普及をあらためて推進していくとともに、条例に規定する障害者差別の定義に関する県民の共通理解を広げていく必要がある。

また、差別を無くすための相談・協議機関等について、障害者虐待防止法及び障害者差別解消法と整理していく必要がある。